借上げ社宅管理規程

第1条（目的）

　この規程は、借上げ社宅の管理について必要な事項を定めたものである。

第２条（入居資格）

　　　借上げ社宅への入居資格は、配偶者または同居する家族がいる従業員および独身者であって自宅から通勤困難な者とする。

第３条（入居への申し込み）

1. 借上げ社宅への入居を希望する従業員は「借上げ社宅入居申込書」に必要事項を記入の上、

　所属長を経由して総務部へ申し込むものとする。

1. 入居を許可された者は、直ちに「借上げ社宅入居誓約書」を会社に提出しなければならない。

第４条（入居期限）

　借上げ社宅の入居期限は、入居後　年とする。入居期限が満了したときは、直ちに退去しなけ

ればならない。

第５条（入居期間）

借上げ社宅への入居を許可された者（以下、「使用者」という）は、許可後2週間以内に入居しなければならない。

２．許可より２週間以内に入居しないときは、入居を取り消すことがある。ただし、あらかじめ

　管理責任者の許可を得たときは、この限りではない。

第６条（同居人の範囲）

　使用者が借上げ社宅に同居させることのできる者は、原則として次に掲げる者とする。

①配偶者

②子

③本人および配偶者の親

第７条（使用料）

１．借上げ社宅の使用料は、共益費用等を含む月額賃借料の　　％とする。

２．中途入居、中途退去の場合で１か月に満たないときは、日割計算による。

第８条　（使用料の徴収）

使用料は、使用者の当月分給与から控除して徴収する。

第９条（使用上の心得）

　使用者は、善良な管理者の注意をもって社宅を使用し、当社従業員として円満な隣人関係を営むよう心掛けるものとする。

第10条（禁止事項）

　使用者は会社の事前の承諾なくして以下の各号に定めることを行ってはならない。

①借上げ社宅を第三者に転貸をすること

　②会社の許可を得ることなく、定められた以外の者を同居させること

　③借上げ社宅を他の目的に使用すること

　④借上げ社宅の増改築、模様替え、施設および敷地の現状を変更すること

　⑤周辺の住民に迷惑となることを行うこと

第11条（費用負担）

　使用者は、個人にかかわる下記の費用を負担しなければならない。

①電気、ガス、水道等の光熱費

②町内会費

③その他会社が入居者の負担を必要と認めた費用

第12条（仲介料、敷金等）

住宅を借り上げる際に斡旋業者に支払う仲介料ならびに家主に支払う敷金、権利金および礼金は、会社が負担する。

第13条（使用者負担）

障子の張り替え、ガラス戸の入れ替えその他軽易な修理にかかわる費用は、原則として使用者の負担とする。

第14条（損害賠償）

　使用者が故意または過失により、建物を破損または建物の全部若しくは一部を滅失させたときは、使用者の負担により修理修繕し、またはその損害を賠償するものとする。

第15条（退去）

　使用者がこの規程に違反する行為をしたとき、または借上げ社宅の使用について不都合な行為を行ったときは、会社は当該使用者に対し、借り上げ社宅からの退去を命令することがある。

第16条（退去と退去期間）

　使用者が以下のいずれかに該当するときは、次に定める期間内に借り上げ社宅を退去しなければならない。

　①前条により退去を命令されたとき　1週間以内

　②会社を懲戒解雇されたとき　　　　1週間以内

　③自己都合で退職したとき　　　　　1週間以内

　④転勤を命令されたとき　　　　　　2週間以内

　⑤定年退職したとき　　　　　　　　1ヵ月以内

　⑥会社都合により退職したとき　　　1ヵ月以内

　⑦死亡したとき　　　　　　　　　　1ヵ月以内

　⑧入居期限が満了したとき　　　　　2週間以内

第17条（原状回復義務）

　使用者は、借上げ社宅を退去するときは、使用者の責に帰すべき事由による損傷、汚れ等を自己の費用で原状に回復しなければならない。

第18条（退去届）

使用者は、借上げ社宅を退去するときは、退去日の1週間前までに総務部に「借上げ社宅退去届」を提出しなければならない。

第19条（立ち会い）

　借上げ社宅の退去は、会社の立ち会いのもとに行うものとする。

第20条（立ち退き料、引越料の支給）

　会社は、借上げ社宅からの立ち退き料および引越料は一切支給しない。

付　則

この規程は、令和　年　月　日から施行する。